

平成15年厚岸町議会第3回定例会会議録

| | | |
|------|------------|---------------------|
| 招集期日 | 平成15年9月16日 | |
| 招集場所 | 厚岸町議場 | |
| 開閉日時 | 開会 | 平成15年9月18日 午前10時00分 |
| | 閉会 | 平成15年9月18日 午後 5時20分 |

1. 出席議員並びに欠席議員

| 議席番号 | 氏名 | 出席○ 欠席× | 議席番号 | 氏名 | 出席○ 欠席× |
|------------------------|-------|------------|------|-------|------------|
| 1 | 室崎正之 | ○ | 10 | 池田 實 | ○ |
| 2 | 安達由圃 | ○ | 11 | 岩谷仁悦郎 | ○ |
| 3 | 南谷健 | ○ | 12 | 谷口弘 | ○ |
| 4 | 小澤準 | ○ | 13 | 菊池賛 | ○ |
| 5 | 中川孝之 | ○ | 14 | 田宮勤司 | ○ |
| 6 | 佐藤淳一 | ○ | 15 | 佐齋周二 | ○ |
| 7 | 中屋敦 | ○ | 16 | 竹田敏夫 | ○ |
| 8 | 音喜多政東 | ○ | 17 | 鹿野昇 | ○ |
| 9 | 松岡安次 | ○ | 18 | 稻井正義 | ○ |
| 以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名 | | | | | |

1. 議場に出席した事務局職員

| | | |
|------|------|--|
| 事務局長 | 議事係長 | |
| 小倉利一 | 高橋政一 | |

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------------------|---------|--------------------|---------|
| 町 長 | 若 狹 靖 | 特別養護老人 ホーム施設長 | 藤 田 稔 |
| 助 役 | 大 沼 隆 | | |
| 収 入 役 | 黒 田 庄 司 | デイサービス センター施設長 | 玉 田 勝 幸 |
| 総 務 課 長 | 田 辺 正 保 | | |
| 行 財 政 課 長 | 斎 藤 健 一 | 監 査 委 員 | 今 村 實 |
| まちづくり 推 進 課 長 | 福 田 美樹夫 | 監査事務局長 | 阿 野 幸 男 |
| 税 務 課 長 | 大 野 榮 司 | 教 育 長 | 富 澤 泰 |
| 町 民 課 長 | 久 保 一 將 | 教 委 管理課長 | 柿 崎 修 一 |
| 保健福祉課長 | 大 平 裕 一 | 教 委 生涯 学 習 課 長 | 松 浦 正 之 |
| 環境政策課長 | 松 澤 武 夫 | 教 委 体 育 振 興 課 長 | 大 野 繁 嗣 |
| 農 政 課 長 | 西 野 清 | 教 委 指導室長 | 大 場 和 典 |
| 水 産 課 長 | 大 崎 広 也 | 農 委 事務局長 | 藤 田 稔 |
| 商 工 觀 光 課 長 | 高 根 行 晴 | | |
| 建 設 課 長 | 北 村 誠 | | |
| 水 道 課 長 | 山 崎 国 雄 | | |
| 病 院 事 務 長 | 古 川 福 一 | | |

1. 会議録署名議員

| | | | |
|------|---------|--|--|
| 15 番 | 佐 齋 周 二 | | |
| 16 番 | 竹 田 敏 夫 | | |

1. 会 期

9月16日から9月18日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

| | |
|----|---|
| 議長 | ただいまより、平成15年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。 |
| | 開会時刻 10時00分 |
| 議長 | 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。 |
| 議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番佐齋議員、16番竹田議員を指名いたします。 |
| 議長 | 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。 委員長の報告を求めます。 9番、松岡委員長。 |
| 9番 | 昨日、17日の午後3時より議会運営委員会を開会いたしまして、新たに出てきた案件の上程を審議いたしました。 1つには、要望意見書なんですが、民事訴訟における弁護士報酬敗訴者負担制度導入の見直しを求める要望意見書が田宮議員より提出されております。これは本会議において審査することになりました。 2つ目には、介護保険制度調査特別委員会の設置についてでありますが、室崎議員よりこの特別委員会を設置する案を上程されております。これも本会議において審議することにいたしました。 以上2件を報告いたします。 |
| 議長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。 |
| 議長 | 日程第3、認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計の決算について、日程第4、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計の決算について、以上2件を再び一括議題といたします。 本2件の審査については、平成14年度企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。 |

4番、小澤委員長。

4番 本委員会に付託されました認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件の審査については、昨日、委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上であります。

議長 初めに、認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計の決算についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成14年度厚岸町水道事業会計の決算については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計の決算についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計決算は原案のとおり認定されました。

議長 日程第5、議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算、日程第6、議案第82号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第7、議案第83号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第8、議案第84号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第9、議案第85号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、日程第10、議案第86号 平成15年度厚岸町介護サービス特別会計補正予算、日程第11、議案第87号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正

行 財 政
課 長

予算、以上7件を一括議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

ただいま上程いただきました議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）の提案理由の説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,345万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,694 万 3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、歳入では10款13項、歳出では10款23項にわたって、それぞれ 1,345万 5,000円の補正であります。

事項別により説明をさせていただきます。8ページ、お開き願いたいというふうに思います。

歳入であります。

1款町税、5項1目特別土地保有税、1節現年課税分に42万 3,000円の減で、さきの地方税法の改正に伴い、町税条例の改正により平成15年度以降の課税を停止し、新たな課税を行わないことによる減額であります。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金744 万 4,000円の増で、児童数、真竜保育所5名、厚岸保育所2名の増、宮園保育所1名の減及び収入基準の増減に伴う各保育所における保育料の増減であります。

12款使用料及び手数料、2項手数料、4目農林水産業手数料、2節水産業手数料3,000 円の増、記載のとおりであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金 224万 6,000円の増で、11款分担金及び負担金と同様、児童数及び収入基準に伴う国庫負担金の増であります、保育に係る経費、支弁される額に対して、不足により徴収額が少ない場合については負担金が増額されることになっております。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、子どもの心の健康づくり対策事業補助

金50万円の減で、事業補助金廃止による減額でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2節児童福祉費負担金 112万 3,000円の増で、国庫負担金同様による増額でございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金78万 7,000円の増で、
産休代替職員設置補助金として3名分 128万円の増、障害児保育事業補助金として
事業補助金廃止に伴う当初計上全額60万 5,000円の減、障害者保育特別対策事業補
助金として、新たにグレーデーの児童の受け入れに対して11万 2,000円の増の内
容がその内訳でございます。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金36万 7,000円の減で、子どもの心の
健康づくり対策事業補助金、事業補助金廃止による50万円の減、さらに児童環境づ
くり基盤整備事業補助金、新たな事業新設によりまして13万 3,000円の増がその内
訳であります。

続きまして、4目農林水産業費道補助金、林業生産効率化事業補助金、森林組合
機械購入による 726万円の増であります。

6目土木費道補助金、緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金 724万 8,000円
の増で、平成15年度で追加採択されることによる増額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金6万 1,000円の減、5節統計
調査費委託金57万 8,000円の増、6目土木費委託金、3節都市計画費委託金7万
4,000円の増、それぞれ事務費確定に伴う増減でございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金99万円の増でございまして、東京厚岸
会副会長、市川正美氏より 100万円の寄附についての増額でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金 200万円の減でござい
まして、厚岸町市民花火大会実行委員会より、まちおこし基金の要望取り下げに伴
う減額でございます。

18款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金38万 8,000円の増、さきの6月
議会で説明いたしましたとおり、14年度の決算を経て 6,946万 4,000円で確定した
本科目の留保財源のうち、今回補正で 1,025万 7,000円を計上済みとするものでござ
ります。

19款諸収入、6項3目雑入 166万 5,000円の増でございまして、1月24日発生いた
しました学校給食食中毒事故和解金として 230万円の増、省エネルギー・ビジョン策

定事業補助金事業費確定による37万 1,000円の減、11ページをお開き願いたいと思います。肉骨粉焼却委託料、道より焼却委託の中止通知によりまして当初計上全額350 万円の減、雑品売扱代、アルミ缶プレスの単価アップによる 317万 7,000円の増が主なものでございます。

20款町債、1項町債、3目衛生債 1,230万円の減は、最終処分場建設事業実施設計委託、平成15年度未実施に伴う減額でございます。

8目教育債 370万円の減につきましては、過疎債採択基準の変更によりまして、不採択による減額でございます。

9目災害復旧債 300万円の増は、台風10号による単独災害発生に伴います増額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。

歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費 768万 8,000円の減で、議員定数2名分の議員報酬、手当等の減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費34万 9,000円の減、主に施設管理委託料、保守点検委託料の事業費確定によるものでございます。

4目情報化推進費18万 4,000円の増、総合行政情報システム18万 4,000円の増でございまして、農協合併に伴いまして、使用料等引き落としシステム改良のための総合行政情報システム業務処理委託料の増でございます。

10目企画費 200万円の減、まちおこし補助金 200万円の減でございまして、歳入でもご説明いたしましたけれども、厚岸町町民花火大会実行委員会から、まちおこし補助金取り下げによる減額でございます。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。

2項徴税費、1目賦課徴税費3万 3,000円の増、町民税課税20万 3,000円の増となつてございまして、農協合併に伴うシステム改良による賦課計算事務電算処理委託料の増と資産税課税15万 7,000円の減、行政業務委託料事業費確定に伴う減が主なものでございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費2万 7,000円の増、4項選挙費、2目道知事・道議会議員選挙費5万 5,000円の減、それぞれ節説欄記載のとおりでご

ざいます。

16ページ、お開き願います。

5項統計調査費、1目統計調査総務費63万円の増、統計一般10万5,000円の増で、統計調査員、叙勲受賞伝達式出席によります特別旅費と漁業センサス調査にかかる52万5,000円の増額でございます。

次に、民生費に入ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費23万6,000円の減でございますが、次のページ、19ページをお開き願いたいと思います。

主に、災害見舞金17万円の増でございまして、住宅火災全焼2件に対する災害見舞金と国民健康保険特別会計46万6,000円の減であります。国民健康保険特別会計につきましては、議案第82号で説明をいたします。

2目心身障害者福祉費 220万円の増でございまして、主に償還金利子及び割引料、償還金、補装具給付費負担金ほか、平成14年度に係る国・道における返還金でございます。

4目老人福祉費 200万4,000円の増でございまして、次の21ページをお開きください。主に、介護サービス事業特別会計 197万6,000円の増でございまして、この内容につきましても、介護サービス事業特別会計において説明をいたしたいというふうに思います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、財源内訳補正でございます。

4目児童福祉施設費 1,505万7,000円の増でございまして、真竜保育所 217万3,000円の増、内容につきましては産休代替と嘱託調理員退職に伴う各1名ずつの臨時職員の増額、さらには宮園保育所 499万7,000円の増でございまして、これにつきましても産休代替と未満児保育児童増に伴いまして各1名の臨時職員と需用費、修繕料でございますけれども、電気暖房変圧器の劣化による変圧器の取りかえを行う増額でございます。さらに、厚岸保育所 788万7,000円の増でございまして、これにつきましても産休代替と未満児保育児童の増のほか2名、計3名の臨時職員の賃金の増額でございます。

5目児童館運営費12万4,000円の増、次の22ページ、節説明欄記載のとおりでございますので、次のページをお開き願いたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費 128万円の減、子どもの心の健

康づくり 150万円の減でございまして、厚岸町といたしまして今年2年目の取り組みとなります。事業補助金の廃止によりまして全額を減額するものであります。

また、この事業の新たな展開として、事業規模は小さくなりますけれども、児童環境づくり基盤整備事業が創設されまして22万円の増となっております。これにつきましては、児童の虐待防止関係の事業を取り組む内容というふうになってございます。

4目水道費51万 3,000円の増、簡易水道事業特別会計の増でございまして、特別会計において説明をいたします。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。

6目乳幼児医療費 4万 1,000円の増、節説明欄記載のとおりでございます。

2項環境政策費、1目環境対策費39万 3,000円の減、主に省エネルギー・ビジョン策定事業37万 1,000円の減でございまして、委託料、事業可能性調査委託料確定に伴う減額でございます。

4目ごみ処理費 1,494万 6,000円の減は、主に27ページでございまして、一般廃棄物最終処分場建設事業 1,494万 6,000円の減でございまして、当初実施設計調査を含めて予定してございましたけれども、関係機関とのヒアリングの結果、平成15年度は最終処分場整備計画書作成委託のみを行い、平成16年度において最終処分場建設事業実施設計、測量並びに地質調査を行う予定となつたことからの減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費28万 7,000円の減、農業委員会46万 6,000円の減でございまして、農業委員1名辞任に伴う委員報酬の減と農業委員会事務局でございます旅費、農地交換分合事業実施に伴う普通旅費17万 9,000円の増でございます。

2項林業費、2目林業振興費 726万円の増でございまして、林業生産効率化事業として森林組合が事業主体で行う林業機械購入に対して、道を介しての補助金を受けて、その額を森林組合に補助するものでございます。内容につきましては、造材作業用の油圧ショベルの導入です。

3項水産業費、1目水産業総務費 2万 8,000円の増、節説明欄記載のとおりでございます。

2目水産振興費、財源内訳補正でございます。

次の28ページをお開きください。

3 目漁港管理費 156万 3,000円の増、漁港施設36万 3,000円の増でございまして、
厚岸漁港給水施設ドア老朽化によります修繕料と奔渡湖岸泊地航路浚渫事業 120万
円の増でございます。

6 目水産施設費 1万 3,000円の減、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費
2,000 円の減、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

次の30ページをお開き願いたいというふうに思います。

5 目観光施設費11万 8,000円の増、これにつきましては、あやめが原観光サービ
スセンターシャッターの侵入者破損行為によりまして、修繕料11万 8,000円の増で
ございます。

7 款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、この事業につきましては、
防衛庁調整交付金による実施によるものでございますけれども、白浜町山の手通り
改良事業の用地確定に時間を要すことから 1,733万円を減額し、同額を望洋台東2
番道路ほか1路線道路改良舗装事業に振りかえて実施しようとするものであります。

4 项都市計画費、1目都市計画総務費 691万 9,000円の増、主に都市計画図修正
図化事業 724万 8,000円の増でございまして、緊急地域雇用創出特別対策事業の追
加事業として、従来行っている一般事業以外で申請しておりましたが、採択予定と
なったための計上でございます。

内容につきましては、厚岸町の市街地の最新の現況図を作成いたしまして、デジ
タル化するとともに、統合型G I S事業に利用できるようデータベースを作成する
ものでございます。

次のページをお開きください。

6 项住宅費、2目住宅管理費27万 1,000円の増、需用費でございまして、宮園団
地出入り口1カ所の段差の解消、修繕料12万 6,000円の増と備品購入費、現在建設
中の宮園団地M 6号棟の施設用備品、消火器購入14万 5,000円の増でございます。

3 目住宅建設費、これにつきましては、町営住宅宮園団地建設事業事務費の振り
かえでございます。

9 款教育費、2項小学校費、2目学校管理費18万 2,000円の増、節説明欄記載の
とおりでございます。

4 目学校建設費 544万 2,000円の減は、真龍小学校耐力度調査事業、事業費確定

に伴う減額でございます。

3項中学校費、2目学校管理費 176万 4,000円の増につきましては、太田中学校外壁改修事業、体育館外壁サイディングの腐食による改修補修工事を実施するものでございます。

次のページをお開きください。

3目教育振興費 246万 1,000円の減でございますけれども、真竜中学校において知的障害児受け入れによります指導員2名を当初予算計上しておりましたが、学級編制において特殊学級に1名の教員配置が増となったため、1名の臨時職員の減によるものでございます。

5項社会教育費、6目情報館運営費23万 9,000円の増、6項保健体育費、3目温水プール運営費6万 3,000円の増、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

4目学校給食費 629万 6,000円の増、学校給食センター 739万 8,000円の増でございまして、嘱託職員3名の退職に伴いまして、非常勤職員賃金3名及び臨時職員1名、計4名に係ります共済費、賃金の増と、需用費でございますけれども、保健所の衛生管理に伴う調理用消耗品として30万 9,000円の増、さらに修繕料といたしまして手洗い用自動給水栓、牛乳冷蔵庫のコンプレッサーの取りかえによります38万 4,000円の増のほか、次のページ、37ページでございますけれども、学校給食センター食器洗浄器購入事業、事業費確定に伴います 110万 2,000円の減が主なものでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費 309万 1,000 円の増でございまして、台風10号によるトライベツ3号道路ほか3路線災害復旧事業、単独災害事業でございます。

12款給与費、1項1目給与費、財源内訳補正でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページにお戻り願いたいというふうに思います。

2条の説明に移らせていただきます。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正、追加であります。災害復旧事業、限度額 300万円、起債

の方法、普通貸借または証券発行、利率でございますけれども 5 %以内、償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

次に、変更でございます。過疎対策事業 370万円を減額し、9,090万円とするものでございます。一般廃棄物処理施設整備事業 1,230万円、全額を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。町債補正額の合計につきましては 1,300万円となるものでございます。

5ページごらんいただきたいと思いますけれども、地方債に関する調書補正でございます。一番下の欄をごらんいただきたいというふうに思います。

14年度末現在高 130億 4,699万 4,000円、今回 1,300万円を減額いたしまして、年度内発行額として 9億 130万円と相なります。15年度末、一番右側の表でございますけれども、見込額は 126億 1,838万 3,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第81号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第82号の説明に移らせていただきます。

議案第82号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14億 2,272万 4,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算の補正でございます。ごらんのとおり、歳入歳出それぞれ 2 款についての補正でございます。

事項別により説明をいたします。4ページ、お開き願います。

歳入です。

8 款繰入金、1項1目一般会計繰入金 46万 6,000円を減じ、計 1 億 8,680万 7,000 円とするものでございます。

9款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金 247万 6,000円を加え、257万 6,000 円全額を今回の補正財源として計上するものでございます。

次のページをお開きください。

続いて、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 5万 1,000円の増、2項徴稅費、1目賦課徴収費 2万 3,000円の増、5項特別対策事業費、1目特別対策事業費 2万 4,000 円の増、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金 191万 2,000円の増、償還金利子及び割引料、償還金でございまして、平成14年度療養給付費等負担金の精算返還金でございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号であります。

議案第83号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,492万 9,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、歳入歳出それぞれ1款についての補正でございます。

事項別により説明をいたします。4ページ、お開きください。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金51万 3,000円を加え、計 2,481万 8,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2款水道費、1項1目水道事業費51万 3,000円の増でございまして、需用費、修

繕料、小島海底管漏水修理33万 6,000円の増、さらに上尾幌地区水道メーター器14カ所の凍結防止掘り下げ修理17万 7,000円の増がその内容でございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

続いて、議案第84号の説明に移らせていただきます。

議案第84号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億 1,023万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、歳入歳出それぞれ1款についての補正でございます。

事項別により説明をさせていただきます。4ページ、お開き願います。

歳入です。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金2万円を加え、計 7,523万 2,000円とするものでございます。

次のページをお開き願います。

続いて、歳出でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金2万円の増。償還金利子及び割引料、償還金、平成14年度医療費等の精算返還金でございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。

続いて、議案第85号であります。

議案第85号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,867万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億

3,356 万 2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、これにつきましても、歳入歳出それぞれ2款についての補正でございます。

事項別により説明をさせていただきます。4ページ、お開きください。

歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金 734万円の増でございまして、平成14年度の精算交付に係る介護給付負担金でございます。

2項国庫補助金、6目保険者機能強化特別対策給付金 243万 4,000円の増でございまして、保険者が介護保険の充実のために制度を取り入れて機能強化をしていることに対しまして、今年から2カ年にわたり国からの支援がされるものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金 890万 2,000円を加えまして、890万 2,000円全額を今回補正予算財源として計上するものでございます。

次のページをお開き願います。

続いて、歳出に入ります。

4款介護給付費準備基金費、1項1目介護給付費準備基金費 633万 9,000円の増でございまして、これにつきましては平成15年度から17年度までの3カ年の給付額総額の平均年額を定める介護保険料の余剰部分を基金に積み立てるものでございますけれども、保険者のための強化対策を行っている保険者機能特別対策給付金と前年度繰越金の残額を基金に積み立てまして、今後の保険給付費の増加に対応するものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護料保険還付金2,000円の増、節説明欄記載のとおりでございます。

2目償還金 1,233万 5,000円の増でございまして、償還金利子及び割引料、償還金、平成14年度の介護給付費事務費交付金の精算返還金といたしまして 233万 5,000円の増、14年度借り入れ分、財政安定化基金貸付金償還金といたしまして 1,000万円の増の計上でございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

続いて、議案第86号であります。

議案第86号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 197万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3億 4,208 万 6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、歳入歳出それぞれ1款についての補正でございまして、事項別により説明をさせていただきます。

4ページ、お開きください。

歳入でございます。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金 197万 6,000円の増でございまして、これを加えまして 7,774万 4,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費 188 万 6,000円の増でございまして、主にデイサービスセンター介護職員産休代替に伴います9カ月分の臨時職員関係経費の増額が主なものでございます。

次に、3目訪問入浴介護サービス事業費 9万円の増でございまして、訪問入浴者に係る増額でございます。

以上をもちまして議案第81号から議案第86号まで、大変雑駁な説明ではございますが、種々ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長 水道課長。

ただいま上程いただきました議案第87号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容について説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業でございますが、配水管布設替等事業として48万 7,000円を増額し、 4,308万 7,000円とするものでございます。浄水、配水設備事業として 600万円を減額し、 6,500万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございますが、支出では、1款水道事業費用、1項営業費用でございますが、245万 2,000円を減額し、2億69万 8,000円とするものでございます。2項営業外費用でございますが、32万 8,000円を増額し、4,586万 4,000円とするものでございます。

予算第3条の収入及び支出については、5ページからの補正予算説明書により説明いたします。5ページをお開きください。

第3条の収益的支出でございますが、1款1項1目では 245万 2,000円の減で、4.8%の減でございます。これは19節の浄水場ろ過砂洗浄及びフロート修理で 106万 9,000円の増で、ろ過砂再生に係る費用の補正でございます。

昨年から1年間かけて検討してきたろ過砂の洗浄再生試験を今年の7月30日に業者の協力を得まして高圧洗浄車によるろ過砂の洗浄と水道課職員によるスコップでのろ過砂のかきませ等、手動による洗浄を終日繰り返し行う試験の結果、試験前の洗浄濁度が平均で36.5度と基準値を超えていたものが試験後では18.1度と大幅に改善されましたので、残り2池のろ過砂もこの方法で洗浄再生を行うため、修繕費の増額補正を行うものであります。

21節では、水処理に使用する薬品費の購入費で、ポリ塩化アルミニウムで 173万 6,000円、粉末活性炭で 104万 5,000円、次亜塩素酸ナトリウムで 67万 7,000円、苛性ソーダで 6万 3,000円、合計で 352万 1,000円の減額でございます。これは従来北海道内の商社による入札を行っておりましたが、今年度から本州からの商社も参入した結果、単価が大幅に安価となったための減額補正でございます。

2項3目では、32万 8,000円の増で、消費税及び地方消費税納付額の増額補正でございます。

1ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1款資本的収入、6項補償金でございますが、20万 7,000円を減額し、49万 3,000円とするものでございます。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費でございますが、551万3,000円を減額し、1億4,628万円とするものでございます。

予算第4条の収入及び支出については、5ページの補正予算説明書により説明いたします。5ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、1款6項1目で20万7,000円の減でございます。これは下水道で行っている門静第1排水区雨水排水整備工事に伴う水道管移設補償費で、水道管移設の事業費決定による減額補正でございます。

資本的支出では、1款1項1目で551万3,000円の減で、主なものは節説明欄記載の湾月町横3の通り配水管布設工事で55万7,000円の増でございますが、住宅新築に伴い、町の配水管が布設されていないため、配水管布設要望があり、調査の結果、地域には住宅等の建設が見込まれることから、配水管布設費用の増額補正でございます。

次に、国道44号線門静浄水場前水道管移設工事は、事業費決定により7万円の減額補正でございます。

浄水場ろ過池整備工事では600万円の減で、現在使用中のろ過砂を洗浄し再生できなかいか、7月30日に業者の協力を得て高压洗浄車及び水道課職員によるろ過砂の攪拌洗浄を行った結果、洗浄濁度及びろ過砂の強熱減量試験も基準値を下回る結果となり、大変効果がありましたので、浄水場ろ過砂整備工事を取りやめ、収益的支出の修繕費でろ過砂の洗浄及びフロート修理を行うため、減額補正を行うものであります。

1ページをお開きください。

1ページ、第4条、括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,764万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,053万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,014万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額696万6,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条、棚卸資産の購入限度額の補正でございます。

既決予定額は1,766万2,000円に対し、補正予定額では282万1,000円を減額し、

| | |
|----|--|
| | 1,484万1,000円とするものでございます。 |
| | 以上が平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容でございますが、3ページが実施計画、4ページが資金計画、6ページから7ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきます。 |
| | よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。 |
| 議長 | 本7件の審査方法についてお諮りいたします。 |
| | 本7件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| | （「異議なし」の声あり） |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 |
| | よって、本7件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。 |
| 議長 | 本会議を休憩します。休憩時刻10時48分 |
| 議長 | 本会議を再開いたします。再開時刻16時25分 |
| 議長 | 日程第5、議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算、日程第6、議案第82号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第7、議案第83号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第8、議案第84号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第9、議案第85号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、日程第10、議案第86号 平成15年度厚岸町介護サービス特別会計補正予算、日程第11、議案第87号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算、以上7件を一括議題とします。 |
| | 本7件の審査については、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。 |
| | 委員長からの報告を求めます。 |
| | 12番。 |

| | |
|------|--|
| 12 番 | ただいま議案になっております各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算ほか6件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しました。ここに報告申し上げます。 以上、審査報告といたします。 |
| 議長 | 初めに、議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 議長 | 次に、議案第82号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 議長 | 次に、議案第83号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 議長 | 次に、議案第84号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮り |

いたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第85号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第86号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第87号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

| | |
|----|--|
| 議長 | 日程第12、発議案第6号 介護保険制度等調査特別委員会の設置についてを議題 といたします。 職員の朗読を省略し、提出者であります室崎議員より提案理由の説明を求めます。 |
| 1番 | 1番、室崎議員。 お手元にございます介護保険制度等調査特別委員会の設置についてであります。 提案理由の説明を申し上げます。 ただいま上程いただきました発議案第6号 介護保険制度等調査特別委員会の設置につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。 平成12年4月より介護保険制度が実施されて既に3年を経過しております。厚岸町高齢者保健福祉計画並びに厚岸町介護保険事業計画が一体的に策定されまして、各種事業が展開されておりますが、今後、介護対象人口の増加範囲の拡大に伴いまして、その対象人口の増加に伴いますサービス水準の維持など、住民にとってよりよい介護保険制度が円滑に運営されることが非常に必要と考えるものであります。また、今後制度の大きな改変も考えられまして、これから推移というものについても注目していくかなければならないところでございます。 したがいまして、議会におきましても、議長を除く17名の議員による特別委員会を設置いたしまして、調査研究をしてまいりたいと、そのように考えるところでございますので、どうか議員各位の特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | これより質疑を行います。 (なし) |
| 議長 | なければ、質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 議長 | (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。 本会議を休憩いたします。 休憩時刻 16時33分 |

| | | |
|------|--|-------------|
| 議長 | 本会議を再開いたします。 | 再開時刻 16時36分 |
| 議長 | 日程第13、意見書案第7号 道路整備に関する要望意見書を議題といたします。 職員の朗読を行います。 | |
| 議事係長 | 職員の朗読（朗読内容省略） | |
| 議長 | 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。 | |
| 1番 | 1番、室崎議員。 提案理由の説明を申し上げます。 この提案理由につきまして、またこの要望意見書の趣旨につきましては、ただいま朗読をいただきましたこの内容に尽きるものでございまして、特別私からつけ加えるものもございません。 なお、背景を多少申し上げますと、この意見書の提出に当たりましては、北海道道路利用者会議及び北海道道路整備促進協会から北海道町村議会議長会へ要請がありまして、議長会から各町村議会に要請があり、それを受けたとしているものでございます。 どうか議員各位の特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。 | |
| 議長 | これより質疑を行います。 | |
| 2番 | 2番。 私は反対ということよりも、賛成しかねるということで、私なりの考え方を述べさせていただきたいと思うんですけども、この道東地区において交通が渋滞して、ここに書かれているようなことについては支障が特別あるのかということをひとつ疑問があります。 私が一番言いたいことは、ここに書かれているとおり、圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルート、非常に当然なこと書かれております。この高規格道路はないよりあった方がいいわけですけれども、今必要性を見ますと、これは高規格道路を計画するよりも、私はこういうことを実現するために、現在の国道をこれは車線をふやして、それで十分この趣旨に沿えるんじゃないかという気がするわけでございます。この38兆円なんていう膨大な金額、ここにありますけれども、これは先ほど提案者の方から道道協議会か何かそういう団体 | |

の、上がっていましたけれども、何か我々住民の利益に余りつながらないような気がしてならないわけです。

と申しますのは、こういう高規格道路になりますと、私もよく勉強していませんけれども、インターチェンジでも要所要所しかそこを利用できないと。この厚岸町においても、恐らくこの厚岸町、ここしか恐らく乗り入れできないんじゃないかと。途中は恐らく全く無用な道路、無用な場所というような気がしてならないわけです。

やはりこの道路の必要性からいいますと、ぜひこれ必要なものですから、これを実現するためには、先ほども言ったように今の国道を拡幅して車線をふやすと。その方が早期に実現できるだろうし、経費も安く済むんじゃないのかなと。そういうことと、それから現在の国道をそういうふうに利用しますと、その地域地域も恩恵をこうむると、細部にわたってですね。

そういうことでもって、何かこの高規格道路については疑問を感じざるを得ないわけでございます。それで、反対というよりも賛成せざるを得ないということで一言述べさせていただいたわけです。

以上です。

1 番 賛成しかねるというんですから反対ですよね。
2 番 反対です。賛成しかねるということです。
議 長 休憩します。 休憩時刻 16時45分

議 長 本会議を再開します。 再開時刻 16時45分
ほかにご質問ありますか。

(なし)

議 長 なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり……

(「討論あり」の声あり)

議 長 討論がありますので、最初に反対討論を許します。
14番。
14 番 私は、ただいま上程をされました意見書案第7号 道路整備に関する要望意見書について反対の討論をするものであります。力強いご質問か、ありましたので、大

変心強く感じながら反対討論をするものであります。

1つは、私は道路一般的に整備しなくてもいいということではないんであります。2つ問題がありまして、1つは今も安達さんの方からお話があった高規格幹線道路の問題であります。例えば、この道東では、根室から高規格道路が走り出すという計画になっております。1つには、根室で高規格道路の範囲に入っているのに、中にタンチョウやシマフクロウ、あるいはオオワシの生息地があると。環境の悪化が大変心配されているわけであります。さらには、今も安達さんの方からお話がありましたが、これだけのお金があるんであれば、これだけのお金をかけなくとも、国道44号線の整備をしっかりとすればいいのではないかと。例えば譲り路線をふやすとか、そういうことでやれば十分、私は賄うことができるのではないかというふうに思うわけであります。

2つ目には特定道路財源、この制度であります。平成14年まで新道路計画というものがあって、いろいろ特定道路財源についても批判があった。小泉内閣はこの新道路計画の終了を見て、平成15年から特定道路財源を一般財源に移行すると、これをうたい文句にしていたわけでありますが、ところがそれが破綻をいたしまして、さらに5年間延長をすると、こういうことになったわけですね。

私は、この道路の特定財源を高規格道路その他のいわゆる高速道路、こういうものにだけ集中して投入するということについては反対であります。どんな道路でも整備しなくてもいいということではなくて、例えば生活道路、こういうものについて、あるいは市町村道路、こういうものは大いに整備をしなければならないのではないか、また住民の要望はそういうところにあるのではないかというふうに思うんですね。

そういうことから、従来から道路の特定財源制度については反対をしてきておりますけれども、この2つの理由で私は道路整備に関する要望意見書案に反対をするものであります。どうか皆さん方の多数のご賛同をいただきたいということを申し上げて、終わります。

議 長 ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の議事日程が全部終了するまで会議時間の延長を行います。

| | |
|------|---|
| 議長 | 次に、議案に賛成者の発言を許します。 他に討論はありませんか。 (なし) |
| 議長 | 以上で討論を終わります。 これより起立により採決を行います。 お諮りいたします。 本案に賛成の議員の起立を求めます。 (賛成者起立) |
| 議長 | 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。 |
| 議長 | 日程第14、意見書案第8号 北海道新幹線の建設促進を求める要望意見書を議題 といたします。 職員の朗読を行います。 |
| 議事係長 | 職員の朗読（朗読内容省略） |
| 議長 | 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。 1番、室崎議員。 |
| 1番 | 提案理由の説明をいたします。 北海道新幹線建設促進を求める要望意見書の提案理由並びにその趣旨につきましては、ただいま朗読いただきました文面に尽きるものでございまして、それ以上つけ加えるものは特にございません。 なお、背景について多少の説明をさせていただきますと、この要望意見書に係る内容につきましては、北海道町村議長会におきまして、去る6月11日の定期総会で北海道新幹線の早期建設に関する特別決議を行っております。そういう中で、各町村議会においても、このような意見書を出してほしいという要望が町村議会議長会からありますて、今回このような提出をさせていただいたという次第でございます。 どうか議員各位の特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。 |

| | |
|------|--|
| 議長 | これより質疑を行います。 (なし) |
| 議長 | なければ、質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。 |
| 議長 | 日程第15、意見書案第9号 民事訴訟における弁護士報酬敗訴者負担制度導入の見直しを求める要望意見書を議題といたします。 職員の朗読を行います。 |
| 議事係長 | 職員の朗読（朗読内容省略） |
| 議長 | 提出者であります田宮議員に提案理由の説明を求めます。 14番、田宮議員。 |
| 14番 | 今度は攻守所を変えてお願いでございますので、これは札幌弁護士会から当議会に陳情書が出されてまいりまして、表記の件について意見書を決議してほしいと、こういう陳情がございまして、議運で論議をして、私はその分でないということは十分わかつておりますが、やむなく引き受けまして、ただいま趣旨をお話し申し上げたいというふうに思うわけであります。 弁護士報酬敗訴者負担制度、なかなか聞きなれない、耳なれない言葉でございますが、これは民事訴訟で裁判に負けた人が勝った人の弁護士の報酬を負担させる、こういう制度でございます。そして、内閣に設置されました司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会、こういうところでこの制度の導入について本格的な審議がなされておりまして、その審議の結果に基づいて来年、平成16年度の通常国会に議案が上程される見通しだそうであります。 現在の裁判制度では、訴訟における勝訴、敗訴、裁判に勝っても負けても、それに関係なく自分が依頼した弁護士の報酬は自分が負担をする、こういうことになっているわけであります。ですから、裁判に負けたからといって、相手方の弁護士の |

報酬まで負担をするということにはなっていないわけあります。

弁護士の報酬については、今申し上げたように、訴訟に勝ったから負けたから、そういうことにかかわらないでそれぞれの当事者の負担と、それが現在の制度でありまして、この制度は明治以来、我が国のいわば司法文化としてしっかり根づいてきたものであって、今までに弊害があるということで指摘されたことはないわけであります。

大半の裁判では、裁判の行方ですね、帰趨は不透明、勝つか負けるかというのは結果が出なきやわからないわけであります。もし、その裁判に負けた当事者が裁判に勝った当事者の弁護士の報酬を負担する、こういう制度が導入されると、なかなか裁判を起こすことに踏み切れない、逆に裁判を抑制する、そういう可能性が大変高くなるのではないかと、こういう心配がなされているわけであります。

今までにも、消費者事件であるとか、あるいは公害環境事件であるとか、医療過誤事件、国家賠償事件を含む行政事件や知的財産権事件等がありました。そういうことが今度は負ければ相手の弁護士報酬まで負担しなければならないということでの足を踏むということになると、大変なことになるわけであります。

例えば、ハンセン病患者の人権を守るために提起をされたハンセン病訴訟の判決が、ハンセン病患者救済に向けて国の政策が大きく変更させられたことは皆さんの記憶にも新しいところではないかというふうに思うわけであります。この敗訴者負担制度が導入されたとしますと、ハンセン病訴訟を提起することは極めて困難だと原告の人たちが感想を述べておられるそうですが、全くそのとおりではないかと思います。

どうか議員皆さんにおかれましては、この意見書案の趣旨をご理解をいただきたいと心からお願いを申し上げまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

議長 これより提出者に対する質疑を行います。

3番。

3番若干質問させていただきたいと存じます。

先般、私もこの関係につきまして道新で読ませていただきました。そのとき、私なりに感じたんですけども、まず提出者の今14番議員さんからの説明はわかったんでございますけれども、私なりに新聞を読んだ時点では、これから時代、非常に

日本の国の中でも裁判が多くなるだろうと。非常に私自身、今まで裁判にかかわってきたことも少ないのでございますから、その制度等については不勉強で余りよく理解していないんで、こんな質問させていただくのは恐縮なんでございますけれども、私なりに判断をさせていただいたんですけども、やはり裁判の審理、その負担によって弁護士費用も負担をしていただくのが公平な物のとらえ方ではないのかなという判断をさせていただきました。

いろいろな裁判のケースがあると思います。今までよりもこれから時代、民事なんかでも、非常に財源がなくて裁判ができない人も、弁護士費用もない人もいるかもしれません。でも、本当に自分が戦って勝訴できる見込みのある人は弁護士費用も応分の負担をして、審理に基づいて負担をしていただけるという考えは、それはそれで僕はいい考えではないのかなというふうに判断をさせていただいたわけでございますが、非常に不勉強なものですから、もう少しかいつまんで提案者に僕の頭が理解できるようにご説明をいただきたいと思って、私なりに新聞を読んだ時点ではこの制度についてまだまだ、今は反対意見を聞かせていただいたんですけども、なぜ国がこのような案に進んできているかという部分につきましては、僕自身まだよく理解、新聞を読んだ時点では、僕なりにさっき今説明をさせてもらった部分の理解しかしていないんですよ。ですから、それ以外にも、国がなぜこのような方針を考えてきているのかなという部分では、わからない部分があります。

その上で判断をさせていただきたいなと思っておりますので、このような質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

議長 14番。

14番 大変厳しいご質問でございまして、はて、どう答えていいものかと今思っておりますが、確かにこの敗訴者負担制度の導入については、国は裁判の件数が多いのでそれを抑制するということを一つの考えにしているようでございます。

しかしながら、先ほど申し上げたように、公害であるとか薬害であるとか、いろいろな行政のゆがみによって生じたこと、あるいは大企業の勝手といいましょうか、そういうことで起きたことに対して国民がたくさん被害を受けている。それをたださなきやならない、それは裁判しかないわけですね。何年も、10年以上もかかって裁判をやって、やっと勝ったとか、こういうこともあるわけであります。

そうしますと例えば公害闘争、例えば水俣の裁判闘争なんかでもそうであります

が、大企業を相手にしてやります。そして、仮に負けた場合に、大企業のその弁護士の費用まで負けた者が負担をするというのは、大変矛盾があるのではないかなどというふうに思うんですね。

そういう意味では、裁判の件数を減らすということよりも、国民の一人一人が薬害とか公害とか大変な迷惑を受けたことについて、裁判を通じて権利を勝ち取っていくと、この方のことが大変重要なのではないか。それが裁判に仮に負けたときに、勝った者の弁護士の費用まで負担するということになると大変な費用であります。それでなくても大変な費用がかかるわけでありまして、やはり従来どおり、先ほど申し上げたように明治以来この制度が行われてきているわけであります。勝った者、負けた者、それぞれ当事者が自分の弁護士費用を負担すると。これが明治以来何の弊害もなく現在まで来ているわけでありまして、これは今後ともやはり続けられるそういう性質のものではないかというふうに思うわけであります。

私も弁護士ではございませんので、大変もう南谷さんほど頭がよくはございませんので、何とか冷や汗をかきながらご答弁を申し上げましたので、よろしくご理解の上ご賛同いただきたいと、このように思います。よろしくお願ひします。

議長 よろしいですか。

他にありませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり……

(「討論あり」の声あり)

議長 それでは、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番。 3番。

ただいま大先輩から貴重な説明をいただいたわけでございますけれども、私はこれから時代、個人の尊重されるというんですか、意思というものが非常に明確にされる時代に入っていくと思います。ですから、提案者の言われるように、国、大企業にいくケースも理解はいたしますが、もっともっとアメリカ並みとはいかなくても、日本の国内の中で多くの民事の訴訟、個人レベルでの裁判が多くなるという

推測をしております。

そんな中で、それぞれが自分の審理に基づいて負担をしていく方が望ましいのではないかという判断をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番。

この敗訴者負担制度の導入に関しましては、現在の日本の民事訴訟制度というものをどういうふうに見ているかという価値観が背後にあるかというふうに考えております。それで、今、提案者の田宮さん、そして疑惑を持ちながらいろいろお聞きになった南谷さんのお話を非常に興味深く伺っておりまして、双方のやはり民事訴訟感の差というものがそこにあるのかなというふうに私は思っておりました。

それで、実はこの敗訴者負担制度というものを導入した方がいいんじゃないかという議論は、私が学生時代から一部の学者にはあったのは事実であります。それで、ドイツは弁護士の敗訴者負担制度をとっているというふうにもその当時聞いておりました。ただ、全く訴訟制度が違うんですよ。

ドイツの場合には、弁護士強制主義をとっておりますので、弁護士費用というのは訴訟費用の一部なんですね、最初から。ちょうど日本でいうと提訴をするときに印紙を張ります。そのほかにいろいろ訴状の送達ですか、いろいろとかかる費用というものは訴訟費用として納めます。そういうものの訴訟費用というのは最終的に判決の中でどちらがどれだけ持つかということが書かれています。そういうのと同じような扱いをドイツの場合には受けているわけで、それをそのまま全く土壤の違う、訴訟制度の違う日本には持ってこれないだろうというのが、いわばそれは無理だというふうに言う人たちの議論がありました。

それから、アメリカの場合には、今、何というんですか、訴訟国家とでもいうような言い方がありまして、非常に今南谷さんからちょっと出ておりましたが、何でも訴訟、何でも裁判というような、悪く言うとですね、形に入ってきた。そのための弊害もいろいろ出てきているようです。

それで、先ほどの田宮さんのお話の中にもあったように、そんなになってはうまくないんでというような意見も、このいわゆるアクセス検討会の中では出ているやに聞いております。私も全部見たわけじゃないので、ちょっとそこらはいいかげんな話で申しわけありません。ただ、日本弁護士連合会は、当初からこの敗訴者負担

制度の現在における導入は大変によろしくないということを言い続けております。

それで、弁護士個人の報酬の確実にもらえるということからいったならば、その敗訴者の方からきちんと負担してもらうということになった方がむしろ確実だと思うんですが、その弁護士会は反対しております。それは何かといいますと、民事訴訟という制度が日本の国内でこれをやることによって死んでしまうんじゃないかという危惧感を持っているわけです。

それはどういうことかといいますと、刑事訴訟というのは制度そのものが真実の追求ということを非常に大きな柱にしております。それに対して民事訴訟というのは、原告と被告という双方に対して、裁判官という全く事情を知らない第三者が双方の言い分を聞いて、そしてそこでもってその言い分、主張を立証した者を取り上げて、それからお互いが、うん、こここのところではいいんだと、争いのないものについては、裁判官が違うなと思ってもそれを取り上げなければならないという、そういう形で物事を決めていくという制度です。

したがいまして、五分と五分の社会的な地位、社会的な力のある間では、一見この弁護士報酬敗訴者負担制度は理がかなうんでございますが、双方の力関係、社会的な力関係が全然違うときには、そういう訴訟もいろいろあるわけですけれども、そういうときにはこの敗訴者負担制度があるために訴訟を起こすことができなくなるという危険性が非常に強い。そして、その部分は実は民事訴訟というものがむしろ当初は考えていなかった、社会のいわばゆがみを直すための最後のとりでとしての部分の機能を果たすために、どうしても今の日本では必要なんだという、非常に重要な部分と重なってくると。

そういうわけで、この敗訴者負担制度を導入することによって、民事訴訟というものが今の日本の中で、行政でもうまくいかなかった、あるいは社会的関係でもうまくいかなかったものを最後にそのゆがみをただそうとする、いわば司法という最後のとりでとしての役割の部分をつぶしてしまうんじゃないかということで、非常に日本弁護士連合会は危惧を持ってこれを迎えているという現状なわけです。

したがいまして、私は個々の例えばいろいろな訴訟がございます。それは控訴マニアによって嫌がらせ訴訟、怨恨訴訟というのも現実にございます。そういう部分を見ていくと、あるいは全く自立した個人同士の争い、あるいは企業同士の争いというようなもので見ていくと敗訴者負担制度は公平なんですかとも、今言いまし

たように、社会の根幹にかかわるゆがみをただすという司法制度の持っている、現在持たされてしまっている機能というものを發揮させるためには、この制度はだめなんだという日本弁護士連合会の視点というのは私は非常に重要視すべきものだと、そのように考えておりますので、本要望意見書には賛成するものであります。

議長 他に討論はありませんか。

(なし)

議長 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長 日程第16、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会など3常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

議長 日程第17、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は申出書のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会規則第 119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容によることに決定いたしました。

議長 以上で、本定例会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。
よって、平成15年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会時刻 17時20分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年9月18日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員